

[事案 22-66] 告知義務違反解除取消・給付金請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

入院し入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され不支払となったことを不服として、契約解除取消しと入院給付金支払いを求め申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 11 月に医療保険に加入し、平成 22 年 1 月に頸椎症性神経根症により 8 日間の入院をした。入院給付金を請求したところ、告知日以前に入院を勧められた事実の不告知を指摘されて、告知義務違反により契約を解除され、不支払となった。しかし、以下の通り、保険会社の判断に納得できないので、契約解除を取り消して入院給付金を支払ってほしい。

- (1)告知日以前に通院していた病院において入院を勧められた事実はなく、不実告知は行っていない。
- (2)「首の神経が 4 年前から出ていて腕が痛む。この先、入院するかどうかは今の時点では分からないが、入院するかもしれない」旨を募集人に告げており、募集人は加入できる旨の回答をするのみで、それ以上の質問等をしなかった募集人の方に落ち度があるから、契約解除は認められない。

<保険会社の主張>

下記理由により、告知義務違反による解除を取り消して入院給付金を支払ってほしいという請求に応ずることはできない。

- (1)申立人は、平成 21 年 7 月から A クリニックにて受診しており、その間に複数回、診察を受けるよう指導されているほか、告知日のわずか 2 日前には、同クリニックでの治療の効果が薄いため、より高度の専門治療が可能な B 医療センターでの受診と入院保存加療を勧められ、紹介状まで作成してもらっており、告知書 3 番及び 7 番の各質問事項に関する告知義務違反が認められる。

※告知書 3 番：「現在入院中ですか。または最近 3 ヶ月以内に入院・手術（帝王切開 内視鏡手術レーザー手術なども含む）・検査をすすめられたことがありますか？」

告知書 7 番：「過去 2 年以内に医師から経過をみるための診察・検査をうけるよう指導されたことがありますか？（1 年に 1 回の経過観察をうけている場合も含まれます。）」

- (2)申立人の主張するような募集人の言動はなかったし、仮にあったとしても、告知妨害等と評価できるものではないから、解除権の行使が阻却されることはない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記（1）の前提事実が認められるので、下記（2）のとおり、告知義務違反による契約解除を取り消す理由がなく、本件申立内容は認めらるることができないことから、生命保険相談所規程第

44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1)認められる前提事実

- ①申立人は、平成21年10月に申立契約の申し込みを行い、告知書3番・7番には「いいえ」と回答した。
- ②申立人は、契約申し込みに先立つ平成21年7月から9月にかけてAクリニックにて通院・内服治療を受けていたが、治療の効果が薄いとして、同クリニックより、手術加療を含めて、入院保存加療を勧められ、より高度の専門治療が可能な病院の紹介を受けた。
- ③申立人が契約前に通院していたAクリニック診療録には、申立人からの電話に対して「頸椎椎間板ヘルニアの病名に関しては、変更不可能であると説明。紹介目的について入院目的から精査加療目的に記載変更の余地があると説明」した旨の記載がある。

(2)告知義務違反に基づく解除の有効性について

1) 申立人主張(1) (不実告知は行っていない) について

以下の通り、申立人は、告知書3番の入院・検査の勧めの有無の質問について、「はい」と回答すべきであったのに「いいえ」と回答したことが明らかであり、申立人の上記告知義務違反は、相手方会社の約款の「告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかった」場合に該当するので、その余の点を検討するまでもなく、相手方会社が、告知義務違反によって申立契約を解除したことは、正当であったと考えられる。

- ・前提事実(1)②の通り、申立人がAクリニック医師から、告知日より3ヶ月前以内に入院を勧められていたことが明らかなので、申立人は、告知書3番に対しては「はい」と回答すべきであった。
- ・また、前提事実(1)③より、仮に申立人がはっきりと入院加療まで勧められていないとしても、少なくとも「精査加療」は勧められていたことから、やはり「検査をすすめられた」に該当し、「はい」と回答すべきであった。

2) 申立人主張(2) (募集人の落ち度) について

仮に、申立人が募集人に対して、「首の神経が4年前から出ていて腕が痛む。この先、入院して手術するかもしれない」旨を告げ、入院・手術の可能性を告げていたとしても、募集人は、申立人が告知日の2日前まで通院していて、医師から入院加療もしくは精査加療を勧められていた事実を知らないものであり、それ以上の質問等をする必然性は見出せない。